

## 奄美大島ノネコ管理計画最終目標達成に向けた取組の評価（2025年度実施）

### 1. 希少種生息域（森林内）からのノネコの捕獲排除

※全ての評価結果については以下の基準により、各関係機関で判断した。

○：目標に対して取組を行い、概ね達成できた。 △：目標に対して取組を行い、一定の成果が得られた。

×：目標に対して取組を行ったが、十分な成果が得られていない。

#### （1）森林域（奄美大島全域）での捕獲 【実施主体】環境省

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p><u>2025年度 奄美大島全域においてノネコ捕獲が展開される。</u></p> <p>2027年度 奄美大島全域においてノネコ個体数を低密度化させる。</p>	<p>2020～2027年度 検討会にてノネコ捕獲の進捗について報告し、評価及びフィードバックを行う。</p> <p><u>2025年度 奄美大島全域におけるノネコ捕獲を展開し、自動撮影カメラによるノネコ確認個体数、捕獲効率（CPUE）、在来種モニタリングの結果等を用いて行うことにより生息状況进行评估する。</u></p> <p>2026～2027年度 ノネコ確認状況等を元に、ノネコの個体数推定を実施する。</p>	<p>○</p> <p>2025年度に奄美大島全域で捕獲体制を整え、展開を行った。</p> <p>以上のことから評価は○とした。</p>	<p>森林域での繁殖の確認やトラップシヤイ（わなを忌避する個体）への捕獲対応が今後の課題であり、新たな捕獲手法の検討を行っている。</p>

【取組】

- ・ 毎年公開の検討会を開催し、事業の進捗を報告するとともに有識者から評価をもらい、事業内容へのフィードバックを行った。
- ・ ノネコの生息が確認されていないエリアでの捕獲を省力化することで、全島での捕獲体制を確保した。
- ・ 2025年度の毎月のノネコの識別個体数は40～70頭の間で推移しており、2025年度の捕獲頭数は累計55頭である（図1、図2）。
- ・ 2018年度から2025年度末までの間で783頭の捕獲を行った。

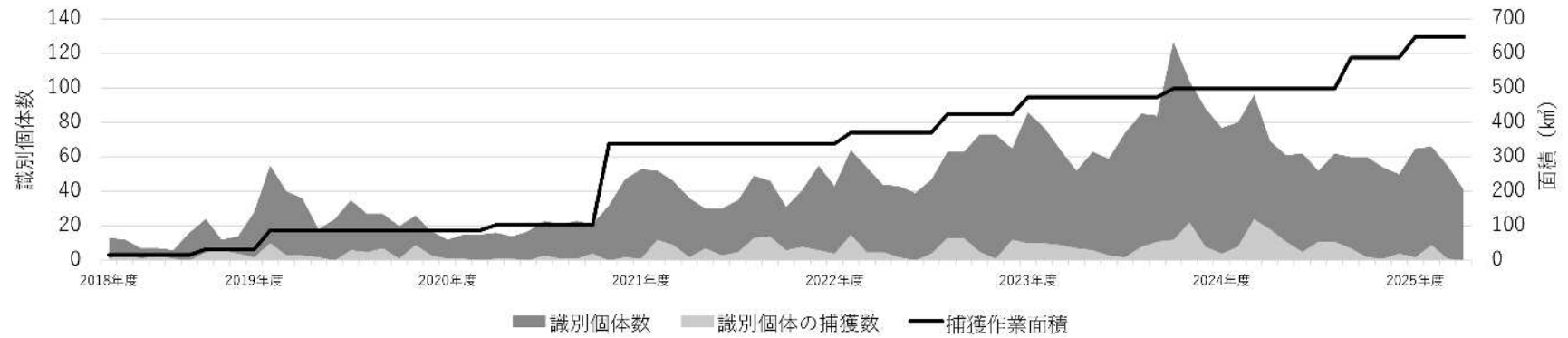


図1. 捕獲作業面積と識別個体数の推移

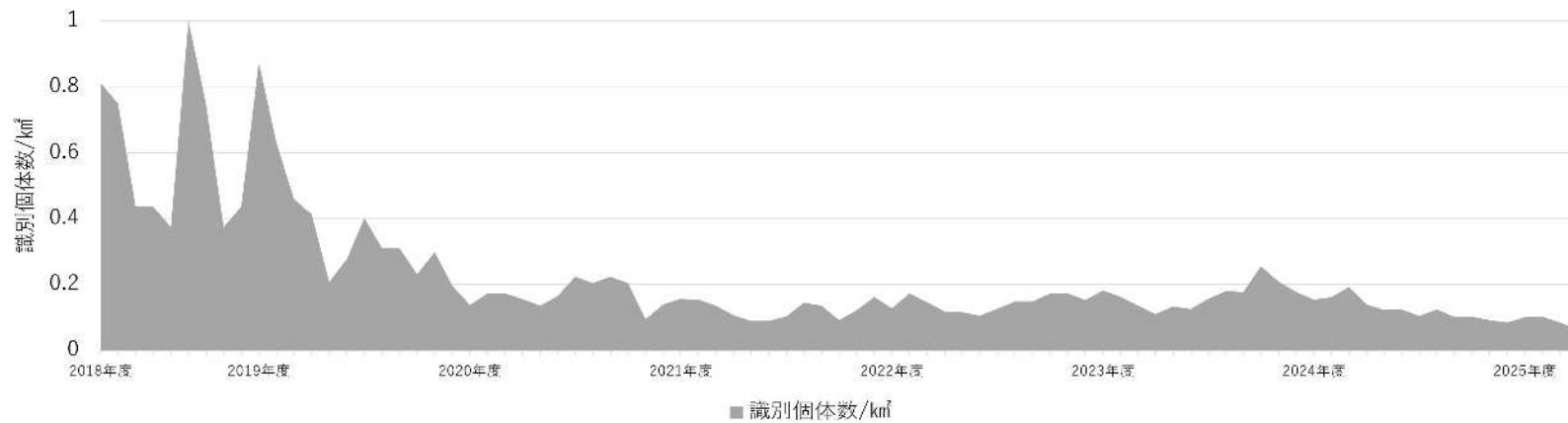


図2. 作業面積あたりの識別個体数の推移

(2) 在来種モニタリング（奄美大島全域） 【実施主体】 環境省

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p><u>2025年度 奄美大島全域で在来種モニタリングを実施する。</u></p> <p>2027年度 奄美大島全域で在来種の生息密度や生息範囲を把握する。</p>	<p><u>2020～2027年度 検討会にて在来種モニタリングの結果について報告し、評価及びフィードバックを行う。</u></p> <p>2027年度 奄美大島全域における自動撮影カメラ調査等による在来種のモニタリング状況及び回復状況を評価する。</p>	<p>○</p> <p>2025年度に奄美大島全域でのモニタリング体制を整えた。</p> <p>以上のことから評価は○とした。</p>	

【取組】

- ・毎年公開の検討会を開催し、事業の進捗を報告するとともに、有識者から評価をもらい、事業内容へのフィードバックを行った。

(3) 捕獲後の対応 【実施主体】 奄美大島ねこ対策協議会、鹿児島県、環境省

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p><u>2020～2027年度 島内外へのさらなる譲渡を推進する。</u></p>	<p><u>2022、2025年度 捕獲ネコ譲渡実施要領を点検し、必要に応じて見直しを検討する。</u></p>	<p>○</p> <p>譲渡認定者の確保と維持に努め、捕獲ネコを譲渡する体制を整えており、捕獲ネコ譲渡実施要領についても点検、見直しを実施した。</p> <p>以上のことから評価は○とした。</p>	<p>引き続き、譲渡に係る協力を得られるよう譲渡団体・個人を増やせるように、情報発信を行う必要がある。</p>

【取組】

- ・捕獲された個体を譲渡認定者へ迅速に公開できるよう獣医師会含め協議を行い効率よく対応できた。
- ・譲渡に関する書類の簡素化に努め、譲渡実施要領の改定を行った。
- ・2025年現在で、譲渡認定団体及び個人数は18であり、前回の中間評価（2022年度）から2増加した。
- ・捕獲事業開始から現在まで、すべての捕獲個体（収容中の死亡個体を除く）を譲渡している。

### 【項目1のまとめ・評価】

森林域での捕獲及び在来種モニタリングについては、2025年度に奄美大島全域での実施体制を確保することができた。

また、捕獲後の譲渡体制を整備しており、譲渡実施要領の点検・見直しも実施した。

以上のことから、目標は概ね達成できたと評価する。

## 2. ノネコの発生源対策

### (1) 集落地区における適正飼養の推進 【実施主体】奄美大島ねこ対策協議会、鹿児島県

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p>2025年度 奄美大島全域においてマイクロチップの装着等飼い猫の適正飼養の徹底、ノラネコの顕著な減少が見られる。</p> <p>2027年度 奄美大島全域において新たなノネコ、ノラネコが発生しない。</p>	<p>2022、2024、2026年度 集落毎に数値目標の達成状況について定期的に評価を行う。</p> <p>2022年度 集落地区において飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直しを検討する。</p> <p>2025年度 奄美大島全体におけるノラネコの生息状況及び飼い猫の適正飼養状況について集計し、評価を行う。また、飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直しを検討する。</p>	<p>○</p> <p>奄美大島全体のノラネコは奄美大島ねこ対策協議会でモニタリングとTNRを行っている。</p> <p>2026年3月末で集落地区全体のノラネコの生息数は1168頭、そのうち不妊去勢済みノラネコは1100頭で不妊去勢率は94.2%となっている。</p> <p>また、集落地区全体の飼い猫の外飼い猫の不妊去勢率は96.8%、マイクロチップ装着率は77.5%と概ね条例の遵守が図られている。重点地区ごとの達成状況は表1のとおり。</p> <p>なお、飼い猫条例の遵守状況については、奄美大島ねこ対策協議会定例会において5市町村間で進捗状況や課題の共有を行い、その後の取り組みに向け、点検・見直しを行っている。</p>	<p>飼い猫の完全室内飼いの割合は60.5%と、飼い猫条例への理解に課題が残る。</p> <p>各市町村の自治会長会や集落説明会等にて飼い猫の登録をはじめとする適正飼養の呼び掛けを根気よく行いたい。</p> <p>また、集落、森林域のほか、農地においてもネコが確認されており、対策を検討していく必要がある。</p>

#### 【取組】

- ・動物愛護週間中での呼びかけのほか、島内の小中学校へ出張授業により、適正飼養の普及啓発を実施した。
- ・多頭飼育の制限やマイクロチップ未装着の飼養者に飼い猫条例を遵守するように指導した。また室外飼養の飼い主に糞尿被害等の注意やみだりな餌やりの制限等を呼び掛けた。

表1. 奄美大島重点地域における数値目標達成状況

2026年3月末現在

項目	重点地区A	目標値	重点地区B	目標値	重点地区C	備考
飼い猫のマイクロチップ装着率	82.8%	80%	76.1%	70%	74.7%	
外飼いネコの不妊去勢率	99.2%	90%	94.6%	80%	96.6%	
完全室内飼い率	57.2%	70%	62.6%	60%	60.9%	
ノラネコTNR率	95.1%	80~90%	93.4%	80%	93.9%	

※集落地区を重点地区A~C(合計122地区)に分類している。重点地区Aは希少種の保全上重要な地域に隣接した地区(43地区:35.2%)で、重点地区

BはAに準ずる地区（30地区：24.6%）、重点地区CはBに準ずる地区として設定した（49地区：40.2%）。ノネコ管理計画では2024年度で重点地区A、Bに目標を設定している。達成状況については、2025年度の実績で評価を行っている。

（2）市街地地区における適正飼養の推進 【実施主体】奄美大島ねこ対策協議会（奄美市、瀬戸内町）、民間団体、各町内会

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
<p><u>2025年度市街地地区において飼い猫の適正飼養の徹底、ノラネコの顕著な減少が見られる。</u></p> <p>2027年度市街地地区において新たなノネコ、ノラネコが発生しない。</p>	<p>2022年度 市街地地区において飼い猫条例の遵守状況について点検し、必要に応じて見直しを検討する。</p> <p><u>2025年度 市街地地区におけるノラネコの生息状況及び飼い猫の適正飼養状況について集計し、評価を行う。また、飼い猫条例の遵守状況についても点検し、必要に応じて見直しを検討する。</u></p>	<p>○</p> <p>（奄美市）市街地地区（名瀬、赤木名）において2026年3月末のノラネコの生息数はおよそ401頭確認されているが、うち不妊去勢済み379頭と不妊去勢率が94.5%となっている。市街地地区における2026年3月末の外飼い猫の不妊去勢率は97.6%、飼い猫マイクロチップ装着率は85.7%となっており、概ね条例の遵守が図られている（表2）。</p> <p>（瀬戸内町）市街地地区（古仁屋）において2026年3月末のノラネコの生息数はおよそ43頭確認されているが、うち不妊去勢済み28頭と不妊去勢率65.1%となっている。市街地地区における外飼い猫の不妊去勢率は85.7%、飼い猫マイクロチップ装着率は66.6%となっており、概ね条例の遵守が図られている（表2）。</p>	<p>飼い猫の適正飼養の普及のため、より一層飼い猫条例の遵守を図っていけるように周知・啓発を引き続き行う必要がある。</p> <p>また、捕獲困難な未手術ノラネコへの対応も課題となっている。</p>

【取組】

（奄美市）市街地の取組については、住民参加型のネコモニタリング（対象：外飼い猫とノラネコ）を行い、調査地区の町内会の協力を仰ぎ、多くの参加者にて調査を行った。

（瀬戸内町）市街地の取組については、業務委託した獣医師とそのスタッフがモニタリングを行い、提供された資料を基に市街地においてTNR業務を行った。

表 2. 市街地における数値目標達成状況

(奄美市・瀬戸内町)

2026 年 3 月末現在

項目	奄美市	瀬戸内町	参考目標値 (第 1 期目標値)
飼い猫のマイクロチップ装着率	85.7 %	66.6 %	70 %
外飼いネコの不妊去勢率	97.6 %	85.7 %	80 %
完全室内飼い率	78.5 %	85.1 %	60 %
ノラネコ TNR 率	94.5 %	65.1 %	80 %

### 【項目 2 のまとめ・評価】

適正飼養の推進については、2025 年度に市町村毎に飼養台帳の見直しを行い、調査項目を統一し、全飼養者に飼養状況の調査を行った。

これにより死亡個体の削除や完全室内飼養を再確認でき、飼養台帳の精査につながった。

状況変化が伴うことから、継続的・計画的に調査を行い、引き続き、飼い猫の登録及び飼養状況の把握に努める。

また、飼い猫条例の遵守状況については、マイクロチップ装着率の増加に見られるように、計画策定当初と比べて条例の遵守が図られてきている。(図 3)

一方、集落地区全体における完全室内飼い率は 2026 年 3 月末時点で 60.5%であり、今後の課題となっている。

また、これまで調査対象から漏れていた農地で確認されているネコについても生息状況の把握に努め、対策を検討していく必要がある。

ノラネコの生息状況調査及び TNR については、令和 7 年度に奄美大島全域展開したところである。2026 年 3 月末時点の TNR 率は重点地区 A で目標値 80～90%に対し 95.1%、重点地区 B で目標値 80%に対し 93.4%と目標値を達成しており、また、2019～2021 年度と 2022～2025 年度の両時期で調査を行った 96 集落のノラネコ確認数を比較すると、2022～2025 年度調査の方が減少していた (図 4)。TNR の効果が表れていると考えられ、引き続き対策を進めていく。

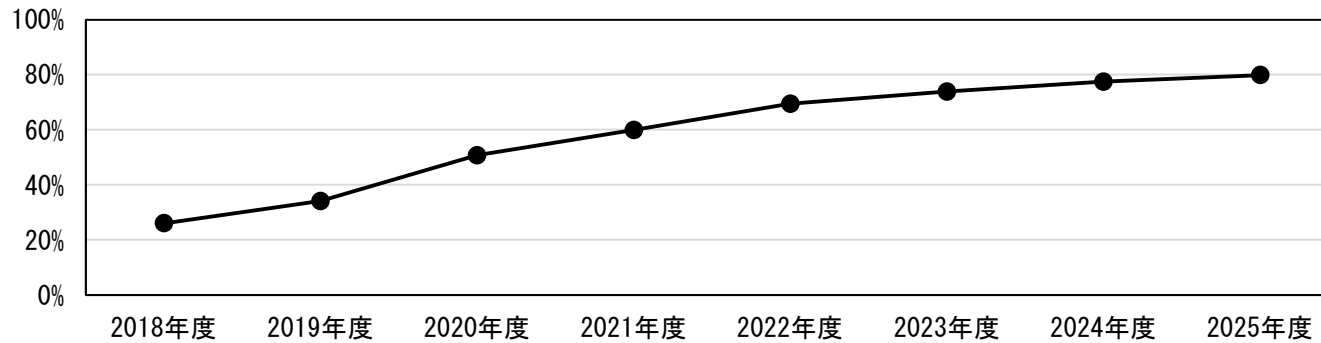


図3. 飼い猫のマイクロチップ装着率の推移 (5市町村合計)

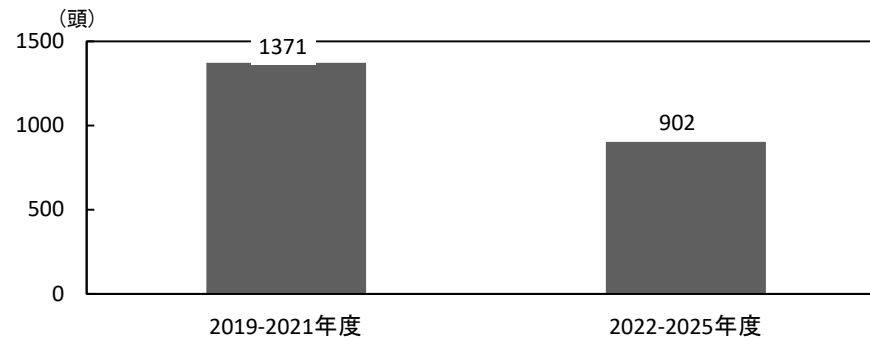


図4 2019～2021年度と2022～2025年度の両時期で調査を行った96集落（集落地区の78.7%）のノラネコ確認数の推移

### 3. ノネコ管理計画全体の評価と見直し

【実施主体】環境省、鹿児島県、奄美大島ねこ対策協議会

目標	評価方法	評価結果	課題・対応方針
	2018～2027年度 奄美大島ノネコ対策ワーキンググループ(事務局:鹿児島県)において、定期的に各対策の進捗状況などに	○ ノネコ管理計画全体について、各機	(森林域からの排除) 全域における捕獲とモニタリングを継続するとと

	<p><u>ついて情報共有を図る。以下の各年度においては、ノネコ管理計画の取組全体の評価及び見直しを行うことで、それぞれの取組間でのフィードバックを行い、奄美大島におけるネコの適切な管理を目指す。</u></p> <p>2020年度 各取組の進捗状況を整理し、内容の点検及び見直しを行う。</p> <p>2022年度 取組全体の進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。飼い猫条例の点検、見直しを行う。</p> <p><u>2025年度 全域における取組の進捗状況を評価し、内容の点検及び見直しを行う。飼い猫条例の点検、見直しを行う。</u></p> <p>2027年度 各取組データをもとに奄美大島全体のノネコ個体数を推定する。ノネコ管理計画の目標達成状況の評価を行い、今後の対策を決定する。</p>	<p>関の取組に係る進捗状況の確認及び評価を行った。</p> <p>飼い猫条例については、協議会において5市町村で条例の点検、見直しを協議し、条文は現行のままとし、引き続き点検及び見直しを重ねることとした。</p> <p>概ねノネコ管理計画に沿って進んでいることから、評価は○とした。</p>	<p>もに、トラップシャイへの対策・検討を進める。</p> <p>(ノネコの発生源対策) 飼い猫の完全室内飼率に課題が残るものの、外飼い猫の不妊去勢率も高まっていることから、ノネコ発生源のリスクは減っていると考えている。飼い猫条例の周知・啓発を引き続き行っていく必要がある。</p>
--	---	--	---

### 【取組】

- ・ 毎年ワーキンググループを開催し、進捗状況の確認、状況の共有等を行った。
- ・ 2025年度は2回のワーキンググループを行い、それぞれの進捗状況を評価した。

### 【総合評価】

2025年度にワーキンググループを開催し、ノネコ管理計画8年目の各機関の取組状況について評価を実施し、「森林域からの排除」及び「ノネコの発生源対策」とともに概ねノネコ管理計画どおりに進んでいると評価した。引き続き取組を推し進め、最終目標を達成するよう進めていく。

一方で、「森林域からの排除」における森林域で確認される繁殖やトラップシャイへの対応、「ノネコの発生源対策」におけるTNRで捕獲困難な未手術ノラネコへの対応や住民への飼い猫条例の周知・啓発、森林域と集落を行き来する個体の存在や農地で確認されている個体など、新たな課題が見えてきたことから、これらへの対策についても今後検討を行っていく。